

国 地 契 第 5 9 号  
平成20年1月30日

各地方整備局長 あて

国土交通省大臣官房長

「建築設計業務委託契約書の運用基準について」及び「建築工事監理業務委託契約書の運用基準の制定について」の一部改正について

今般、「建築設計業務委託契約書の制定について」及び「建築工事監理業務委託契約書の制定について」の一部改正について」（平成20年1月30日付け国地契第59号）が制定されたことを受け、下記のとおり関係通達を改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

#### 記

1. 「建築設計業務委託契約書の運用基準について」（平成10年10月1日付け建設省厚契発第38号）の一部を次のように改める。

第35条関係の次に次のように加える。

第36条の2関係

第5項の「○日」については、履行期間、業務の態様等により10日とすることが妥当ではない場合は、当該事情を斟酌の上、14日未満であり、かつ、必要な範囲で伸張し又は短縮した日数を記載できるものであること。

第37条関係の次に次のように加える。

第37条の2関係

契約担当官等は、落札決定前に契約書の案を競争参加者に提示するとき、次に掲げる事項を了知させること。

- (1) 各会計年度における業務委託料の支払の限度額（○年度○%と割合で明示すること。）
- (2) 各会計年度における業務委託料の支払の限度額及び履行高予定額は、受注者決定後契約書を作成するまでに落札者に通知すること。

2. 「建築工事監理業務委託契約書の運用基準の制定について」（平成13年2月

15日付け国官地第3-3号)の一部を次のように改める。

第27条関係中第1項を削り、第2項の項番号を削り、同条の次に次のように加える。

第27条の2関係

契約担当官等は、落札決定前に契約書の案を競争参加者に提示するときは、次に掲げる事項を了知させること。

- (1) 各会計年度における業務委託料の支払の限度額(○年度○%と割合で明示すること。)
- (2) 各会計年度における業務委託料の支払の限度額及び出来高予定額は、受注者決定後契約書を作成するまでに落札者に通知すること。

附則

本通達は、平成20年1月31日から施行し、同日以降に入札手続(入札公告、公示、掲示等をいう。)を開始する業務から適用する。

○建築設計業務委託契約書の運用基準について（抄）  
（平成10年10月1日付け建設省厚契発第38号）

| 改 正 案   | 現 行  |
|---|--|
| <p>対象業務関係～第35条関係（略）</p> <p><u>第36条の2関係</u><br/> <u>第5項の「〇日」については、履行期間、業務の態様等により10日とすることが妥当ではない場合は、当該事情を斟酌の上、14日未満であり、かつ、必要な範囲で伸張り又は短縮した日数を記載できるものであること。</u></p> <p>第37条関係（略）</p> <p><u>第37条の2関係</u><br/> <u>契約担当等は、落札決定前に契約書の案を競争参加者に提示するときは、次に掲げる事項を了知させること。</u><br/> <u>（1）各会計年度における業務委託料の支払の限度額（〇年度〇%と割合で明示すること。）</u><br/> <u>（2）各会計年度における業務委託料の支払の限度額及び履行高予定額は、受注者決定後契約書を作成するまでに落札者に通知すること。</u></p> <p>第41条関係、第49条関係（略）</p> | <p>対象業務関係～第35条関係（略）</p> <p><u>【追加】</u></p> <p>第37条関係（略）</p> <p><u>【追加】</u></p> <p>第41条関係、第49条関係（略）</p> |

○建築工事監理業務委託契約書の運用基準の制定について（抄）  
（平成13年2月15日付け国官地第3-3号）

| 改 正   | 現 行   |
|---|---|
| <p>対象業務関係～第24条関係（略）</p> <p>第27条関係<br/> <u>第6項の「〇日」については、履行期間、業務の態様等により10日とすることが妥当でない場合は、当該事情を勘酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張し又は短縮した日数を記載できるものであること。</u></p> <p>第27条の2関係<br/> <u>契約担当等は、落札決定前に契約書の案を競争参加者に提示するときは、次に掲げる事項を了知させること。</u><br/> <u>（1）各会計年度における業務委託料の支払の限度額（〇年度〇%と割合で明示すること。）</u><br/> <u>（2）各会計年度における業務委託料の支払の限度額及び出来高予定額は、受注者決定後契約書を作成するまでに落札者に通知すること。</u></p> <p>第31条関係、第39条関係（略）</p> | <p>対象業務関係～第24条関係（略）</p> <p>第27条関係<br/> <u>（1）第1項の「〇回」の部分には、原則として、「11」を記入する。</u><br/> <u>（2）第6項の「〇日」については、履行期間、業務の態様等により10日とすることが妥当でない場合は、当該事情を勘酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。</u></p> <p>第31条関係、第39条関係（略）</p> |